

■ 諮問事項 「旭川市地域活動センター条例の改正（骨子）」に対する意見整理表

NO.	項目	意見内容	意見の取扱
1	・全般	・開館時間、区分、料金体系等の改正について、末広地域活動センターの運営を踏まえ、十分な検討がなされて改正に至っていることから妥当と考えます。	答申 2 意見 「本文：概ね妥当」
2	・開館時間	・アンケート意見に開館時間の修正を求める意見があったが、基本は9時～21時の原案どおりとし、管理者の対応可能な範囲で臨時的に開館時間を変更する方向が望ましい。 ・上記の場合、1時間に換算したときに割り切れない料金設定となっているもの（例：中会議室）があるため、前もって1時間毎の料金を整理しておく必要があると考える。	答申 2 意見 「(1) 開館時間」
3	・休館日	・アンケート意見にあらかじめお盆を休館日に設定するというものがあったが、学校や仕事のない時期の方が市民が活動しやすい面もあると考えるため、原案どおり（休館日は年末年始時期のみ）が良い。 ・ただし管理者の負担も考慮し、臨時閉館などの運用で対応できれば良いと考える。	答申 2 意見 「本文：概ね妥当」 ※なお、臨時閉館に関しては、現行条例に規定があり、指定管理者の運用部分として参考意見とする。
4	・時間帯区分	・1時間毎のように区分が細かいと管理手続が煩雑になると考える。 利用料金が一本化され、一般利用者にとっては低料金で利用しやすくなったことから、まずは3区分として運用し、開設後の利用実態や利用者の意見において1時間、2時間といった要望が多く出るのであれば検討してはどうか。	答申 2 意見 「本文：概ね妥当」 「(1) 開館時間：3区分」 ※なお、将来的な見直しの検討に関する部分は参考意見とする。
5	・利用料金	・利用料金の減免についてであるが、市内の公共施設が別々の登録制度を設けているため、何度も登録手続を行わなければならないと不便である。一本化することはできないか。	答申 2 意見 「(2) 利用料金」 ※なお、営利目的の利用に関しては現行条例に規定があり、指定管理者の運用部分として参考意見とする。
6	・利用料金	・他の項に比べると否定的な意見が多い項なので、要望に沿えることは修正できればと考える。 ・減免の対象は限定的な運用としつつも、障がい者への配慮などについて慎重に検討していただきたい。 ・利用率を上げるためにも、営利目的の利用があっても良いと思う。ただし、これによって市民が利用できないという状況にならないよう事前の対策は必要である。 ・アンケート意見において、学習交流スペースの有料化に反対するものがあったが、無料としてしまうと特定生徒が継続的に占有したり、また学習の範疇がどこまでかを判断するにも難しいため、公正な利用ができなくなるおそれもあるため、原案どおり料金設定の上で利用いただくのが良いと考える。その上で開設後の利用状況等を評価し検討してはどうか。	※子どもや親子の居場所として、平日に1日（午前・午後）を通して施設内のスペース（学習交流スペースなど）を開放することを想定している。
7	（その他） ・指定管理者	・両センターの管理運営の指定管理者については、引き続き、地域住民と行政の十分な話し合いのもと選定して頂きたいと思えます。	答申 1 答申に当たって 「本文の後段」
8	（その他） ・指定管理者	・指定管理者による管理となった場合、管理者の裁量により利用者間の公平性、平等性を欠くおそれがあるため、しっかりとした監督をしてほしい。	
9	（その他） ・住民向けイベント 協働の視点	・指定管理者においても地域住民向けのイベントを企画することもあり、その企画に対する予算措置がないことから実施も厳しいという声もあると聞いています。協働という観点からも行政からの多様な視点によるアドバイスも必要と思われれます。	